

別記様式第二号

太広委底〇〇〇

備考 各文字及び数字は次により明瞭に表示すること。

(1) 〇〇〇の部分には、当該船舶に係る承認番号を表示すること。

(2) 大きさは15センチメートル以上、太さは3センチメートル以上、間隔は4センチメートル以上とする。

(3) 文字及び数字は黒色とする。

(記載例)

太広委底 1



太平洋広域漁業調整委員会指示第三十九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十一条の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和三年三月十六日

太平洋広域漁業調整委員会会長 関 いずみ

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。(1) 遊漁者 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

ア 漁業者が漁業を営む場合

イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

(2) 「太平洋」 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百五十二条第二項及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第十六条に規定する太平洋をいう。

(3) 「くろまぐろ(小型魚)」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。

(4) 「くろまぐろ(大型魚)」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ(小型魚)の採捕の制限

遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ(小型魚)を採捕してはならない。くろまぐろ(小型魚)を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告

遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ(大型魚)を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

(1) 採捕した者の氏名、住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、電話番号及び電子メールアドレス

(2) 採捕したくろまぐろ(大型魚)の尾数及び総重量

(3) 採捕したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした日

(4) 採捕した海域

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年六月一日から令和四年五月三十一日までとする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第六十四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十一条の規定に基づき、規制海域におけるくろまぐろはえ縄漁業について、次のとおり指示する。

令和三年三月十八日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 田中 栄次

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。(1) 「規制海域」 東経百三十一度四十一分三十五秒の線以西の海域のうち、熊本県天草市魚貴崎から長崎県五島市富江町笠山崎に至る直線、長崎県五島市富江町笠山崎正西の線及び熊本県天草市魚貴崎正東の線以北の我が国の排他的経済水域、領海及び内水(内水面を除く)。ただし、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第十六条に規定する太平洋及び瀬戸内海並びに有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律(平成十四年法律第二十号)第二条に規定する有明海及び八代海を除く。